

令和 7 (2025) 年度観光パンフレット作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 案件名

令和 7 (2025) 年度観光パンフレット作成業務

(2) 事業目的

「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会（以下「協議会」という。）や県、市町及び観光関係団体等が行う誘客促進事業等の効果を高めるとともに、多くの観光客来県のための誘客促進ツールとして観光パンフレットを発行する。

(3) 業務内容

別添「令和 7 (2025) 年度観光パンフレット作成業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約金額の上限

2, 496, 230 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(5) 予定契約期間

契約締結の日から令和 7 (2025) 年 10 月 31 日(金)まで

(6) 担当所属及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付期間は、次のとおりとする。

所属：栃木県産業労働観光部観光交流課

観光プロモーション班 担当：石寄

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 6 階）

電話：028-623-3305

E-Mail：kanpro@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約をとること。

2 プロポーザルに参加するために必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

(2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

(6) 企画選定委員会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納しない者であること。

(7) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 公募型プロポーザルの手続き

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和 7（2025）年 6 月 16 日（月）
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和 7（2025）年 6 月 20 日（金）正午まで
ウ 質問に対する回答	令和 7（2025）年 6 月 25 日（水）
エ 参加表明書の提出期限	令和 7（2025）年 6 月 27 日（金）17 時まで
オ 企画提案書の提出期限	令和 7（2025）年 7 月 11 日（金）17 時まで
カ 審査結果の通知・公表	令和 7（2025）年 7 月下旬

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式 1）を電子メールにファイル（ファイル形式は Microsoft Word 又は PDF）を添付して提出すること。

- ア 提出期限 令和 7（2025）年 6 月 20 日（金）正午必着とする。
- イ 提出方法 電子メールにより、1（6）宛て提出すること。なお、到着確認の電話連絡をすること。
- ウ 回答期日 令和 7（2025）年 6 月 25 日（水）
- エ 回答方法 回答は栃木県公式ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式 2－1）及び業務実績表（別紙様式 2－2）を作成し、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- ア 提出期限 令和 7（2025）年 6 月 27 日（金）17 時必着とする。
- イ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより、1（6）宛て提出すること。なお、郵送又は電子メールで提出する場合は、到着確認の電話連絡をすること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 規格 原則日本産業規格 A 4 横型（フルカラー）とすることとし、A 3 版用紙を使用する場合には A 4 版サイズに折り込むこと。ただし、制作課題の規格についてはこれに限らない。

使用する言語は日本語、通貨は円とする。

- (イ) 内容 企画提案書の様式は任意であるが、次の内容を含むものとする。また、提出書類の正本は記名（会社名）、副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成すること。

a 企画提案書

- (a) 企画・制作コンセプト、訴求ポイント
- (b) 業務全体取組体制、予定総括責任者等の取組体制及び各員の類似業務の実務経験等
- (c) 過去の同種又は類似の勤務実績

b 制作課題（成果物として使用する紙を用いて作成すること）

(a) 1 ページ（表 1）：表紙デザイン案

(b) 1 ページ（表 2）：表 2 デザイン案

(c) 見開き 2 ページ：周遊モデルコースに関するデザイン案

c 提案者が権利を有する、県内各地域の観光素材の画像集

※市町毎に 3 枚程度の画像を、A 4 用紙に 4～6 枚程度印刷

フリーの素材等も可（ただし、その旨を明記すること）

d 費用見積書

企画案実施のために必要な経費（消費税含む）について、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

e 工程表

納期については、令和 7 (2025) 年 10 月 31 日 (金) とする。校正は最低 3 回行うこととし、具体的な実施計画及びスケジュールを作成すること。

イ 提出部数

(ア) 企画提案書 2 部（紙による正本 1 部、電子データによる副本 1 部）

(イ) 制作課題 9 部（紙による正本 1 部、紙による副本 8 部）

(ウ) 画像集 2 部（紙による正本 1 部、電子データによる副本 1 部）

(エ) 費用見積書 2 部（紙による正本 1 部、電子データによる副本 1 部）

(オ) 工程表 2 部（紙による正本 1 部、電子データによる副本 1 部）

ウ 提出期限 令和 7 (2025) 年 7 月 11 日 (金) 17 時必着とする。

エ 提出方法 紙については持参又は郵送、電子データ（ファイル形式は PDF）については電子メールにて 1（6）宛て提出すること。なお、郵送又は電子メールでの提出の場合は、到着確認の電話連絡をすること。

4 審査・選定方法

審査は、参加表明書が応募要件に該当する旨を確認した後、協議会が別に定める委員により組織された選考委員会により行う。

（1）審査方法

書面により、提出された企画提案書の内容を、別表の審査項目及び評価基準に基づき評価・採点し、選考委員会による総合的な判断により、契約候補者を選定する。

ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがある。

また、参加者が 1 者の場合、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定することができることとする。

（2）審査項目・評価内容及び選考委員

別表のとおり

（3）審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに応募者に通知する。

5 契約の相手方の決定方法

- (1) 契約候補者に選定された者と協議会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金については、原則、精算払とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成 13 年栃木県規則第 66 号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

7 その他

- (1) 事業の成果は、協議会及び栃木県に帰属する。
- (2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。なお、これらの書類は、選定の審査以外の目的には使用しない。
- (4) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 1（4）の契約金額の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

- (5) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 (2025) 年 7 月 11 日（金）17 時まで、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本プロポーザルへの参加により協議会及び栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

別表

令和 7 (2025) 年度観光パンフレット作成業務委託審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（7 名）が採点する。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各委員の評価点数を決定する。
- 3 全企画提案者ごとに、全選考委員がつけた評価点の中で最高点及び最低点を除き 5 名の平均点を算出し、最も高かったものを契約交渉者とする。なお、最も高かったものが複数ある場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。
- 4 各選考委員による評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が 1 者の場合も同様とする。

	審査項目	着眼事項	配点
企画提案書	企画・制作コンセプト、訴求ポイント	本業務の目的や基本方針を勘案し、提案者の基本的な考え方が具体的に示されており、観光誘客につながるような企画となっているか	10
	本業務と類似した業務の実績	過去の同種又は類似の業務で良好な実績を挙げているか	5
制作課題	1 ページ (表紙) のデザイン案	読者に対して訴求力があり、かつ、手にとって保持してもらえるような魅力あふれる写真を使用したデザインであるか	20
	1 ページ (表 2) のデザイン案	読者に対して訴求力がある写真を使用しており、必要な情報が分かりやすく掲載されているか また、観光情報をより魅力的に見せるデザイン案となっているか	20
	見開き 2 ページ (モデルコース) のデザイン案	読者に対して訴求力がある写真を使用しており、必要な情報が分かりやすく掲載されているか また、観光情報をより魅力的に見せるデザイン案となっているか	20
画像集		所有している画像は、訴求力があるか	10
必要経費		業務内容に見合った適切な経費であるか	5
作業工程表		作業工程が具体的かつ現実可能性があり、特に作業ごとに詳細なスケジュールが示されているか	10

選考委員

選考委員は、次の7名の職を有する者をもって充てる。

所 属	職 名	備 考
産業労働観光部	参 事	選考委員長
産業労働観光部 観光交流課	課 長	
産業労働観光部 観光交流課	班 長（観光プロモーション班）	
産業労働観光部 観光交流課	課長補佐（総括）	
産業労働観光部 観光交流課	副主幹（特産振興チーム）	
産業労働観光部 観光交流課	副主幹（観光地づくり担当）	
総合政策部 東京事務所	主 任（事業推進室）	